

第1回宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会 議事録

令和7年9月22日（月）午前10時00分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

薄井委員、小幡委員、桑原委員

労働者代表

阿部委員、池田委員、澤口委員

使用者代表

高橋隆行委員、高橋裕喜委員

補佐 ただ今から、令和7年度第1回宮城地方最低賃金審議会宮城県
鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長
の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願
います。

委員の方々の出席状況を報告いたします。

濱野委員が欠席ですので、

公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 2名

以上 8名の方が出席されており、最低賃金審議会令第
6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立してい
ることを報告します。

本日は、第1回の専門部会ですので、部会長が選出されるまで、
事務局で議事を進行させていただきます。

専門部会委員は、資料1のとおりでございまして、9月 16 日
付けて発令をさせていただきました。

基準部長 労働基準部長の川越でございます。どうぞよろしくお願いいいた
します。

資料1にございますとおり、この場でまず各委員の方々を、御
紹介させていただきます。

公益を代表する委員の方々です。

薄井（うすい）委員でございます。

小幡（おばた）委員でございます。

桑原（くわはら）委員でございます。

労働者を代表する委員の方々です。

阿部（あべ）委員でございます。

池田（いけだ）委員でございます。

澤口（さわぐち）委員でございます。

使用者を代表する委員の方々です。

高橋隆行（たかはしたかゆき）委員でございます。

高橋裕喜（たかはしゆうき）委員でございます。

事務局の紹介をさせていただきます。

内海賃金室長補佐です。

兼平賃金指導官です。

洞口専門監督官です。

伊藤賃金調査員です。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

補 佐

議事に入ります前に、労働基準部長よりごあいさつ申し上げます。

基準部長

改めまして、労働基準部長の川越でございます。委員の方々におかれましては、大変お忙しい中、専門部会に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、専門部会委員に御就任いただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、宮城県鉄鋼業最低賃金の改正つきましては、7月25日付で基幹労連宮城県本部委員長青田浩一様から改定の決定の申出がございました。

これを受けまして、宮城労働局長から改正の必要性の有無について、7月31日の第2回宮城地方最低賃金審議会に諮問をさせていただき、その後、8月26日に開催された第4回宮城地方最低賃金審議会において、宮城県鉄鋼業最低賃金について改正することを必要と認めるとの答申をいただきました。この答申を受けて、同日付で宮城県鉄鋼業最低賃金の改正について諮問をさせていただき、専門部会での御審議をいただくことになりました。本日はその第1回目として開催させていただいたところです。委員の皆さんには忙しい中、御面倒をおかけすることになりま

すが、慎重かつ十分な審議をお願いいたします。特定最低賃金の改正などにつきましては、皆様ご存じのとおり、関係産業の労使の合意を基本理念としておりますので、ぜひとも全会一致の結論になるよう切にお願い申し上げます。また、可能であれば早期結審につきましてもご配慮いただきますようお願いいたします、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

補 佐 次に、議題（1）部会長及び部会長代理の選出について、基準部長から提案させていただきます。

基準部長 提案いたします。最低賃金法第25条第4項で準用する、同法第24条第1項及び第4項の規定により、

「専門部会の会長及び会長の代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とこととされています。

本県におきましては、例年、専門部会の公益委員の皆様で協議していただいた結果をお諮りするということにしておりますが、本年度もこの取扱いがよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

基準部長 それでは、公益委員の皆様で協議いただきました結果について御報告いたします。部会長に小幡委員、部会長代理に薄井委員ということで、御承認をいただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

基準部長 御承認いただきましたので、部会長に小幡委員、部会長代理に薄井委員が選出されました。ありがとうございました。

補 佐 それでは、部会長と部会等代理から、ごあいさつをお願いいたします。

部 会 長 ただ今、部会長に選出いただきました小幡と申します。
特定最低賃金は、関係労使により自発的、主導的に設定されるべきものとされております。本年の当専門部会におきましても、この理念を尊重して、審議を行ってまいりたいと考えております。
また、鉄鋼業を取り巻く状況を基に、真摯な議論をお願いした

いと思います。

部会長として、公正で公平な審議に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

部会長代理 改めましてご部会長代理に選出されました薄井でございます。部会長を補佐して、適切な審議が行われるよう努めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

補 佐 部会長が選出されたので、これから議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

部 会 長 それでは議事を進行させていただきます。
議題（2）宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明をお願いします。

基準部長 説明いたします。
資料2を御覧ください。
今年度も宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会を設置したところで、運営規程も定める必要がございます。こちら案と記載されていますが、昨年度の内容と同様ものでございます。専門部会運営規程（案）のとおりでよろしいでしょうか、お諮りいたします。

部 会 長 専門部会運営規程（案）に関して各委員の皆様何か御意見等はございますか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 では、ご意見等はないようですので、案のとおり運営規程を決定することとしたいと思います。
それでは、続きまして最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取について、事務局から報告をお願いします。

基準部長 最低賃金法第25条第5項の規定による関係労使の意見の聴取につきましては、9月9日（月）を締切りで公示を行いましたが、意見の提出はなかったことをご報告いたします。

部 会 長 関係資料の説明について、事務局からお願ひします。

指導官

説明させていただきます。

まず資料番号3をご覧ください。

こちらは、7月31日に開催された第2回本審の資料と同じものです。第2回本審においては、特定最低賃金の必要性の有無について労働局長から諮詢していたところですが、その際の審議資料となります。

ここで改めて、特定最低賃金の制度について簡単に説明いたします。

特定最賃につきましては、労使いすれかから特定最賃の新設、改正、廃止等の申出があり、その必要性の有無について審議会で審議し、全会一致で改正等の必要性ありと決議された場合に、改正金額の審議に入ることとなります。

本年3月に、それぞれの産業の労働組合から、改正の申出を行う旨の意向表明がなされ、資料番号3「令和7年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況」のとおり、去る7月25日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がありました。

鉄鋼業は、労働協約による申出となります。

なお、特定最賃の決定等に係る申出要件については、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申の運用方針に規定されています。

労働協約ケースにおける要件は、一定地域における同種の基幹労働者のおおむね3分の1以上の者が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、当該労働協約の当事者である労働組合または使用者の全部の合意による申出であることとなっております。

鉄鋼業は労働協約ケースにより労働者側から改正の申出があったものです。

鉄鋼業は、適用労働者数1,420人の62.9%に当たる893人が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、そのすべての労働組合の合意による申出となっております。

以上のことから鉄鋼業については、改正申し出の要件を満たしておりますため、去る7月31日の第2回本審において、宮城労働局長より、改正の必要性の有無について審議会に諮詢したところです。また、これを受け、8月26日開催の第4回本審において、改正の必要性の審議が行われ、同日、審議会より改正の必要性ありとの答申を頂いております。

この答申を踏まえまして、同日、宮城労働局長より、特定最低賃金の改正について、審議会に諮詢し、本日の専門部会を開催す

るに至っております。

次に資料4をご覧ください。資料4は、宮城の特定最低賃金業種別の、労働協約における賃金の最低額になります。

宮城の鉄鋼業は、時間額で1,170円となりますので、改正する場合の特定最低賃金の上限はこの金額となります。

次に資料5をご覧ください。

こちらも資料3同様7月31日に開催された第2回本審の資料と同じものです。

適用労働者数については、常に変動するものでありますか、例年、審議の前年の12月1日時点の数値を用いております。

事務局では、最新の令和3年経済センサスの活動調査における事業場数及び労働者数から、最低賃金に関する基礎調査等により把握できた最低賃金が明らかに適用されないと考えられる事業場数や廃止事業場数、適用除外労働者数等を除くなどして推計しております。

具体的には、適用除外労働者として、年齢が18歳未満65歳以上の者、勤続期間が雇入れ3月末満であって技能習得中のもの、業務要件が清掃片付け等軽易な業務に該当する者の数を全労働者から除外するという方法を探っております。

その結果、鉄鋼業は、適用事業場数が13事業場、適用労働者数が1,420人となっております。

次に資料6について宮城県特定最低賃金の適用業種（鉄鋼業）を対象とした令和7年最低賃金に関する基礎調査結果の資料になります。

この調査はサンプル調査で事業所を一定の割合で抽出し、提出のあったデータを復元するというデータ処理をしています。

4ページをご覧ください。

調査対象事業場が少ないため、調査対象である規模99人以下の全ての事業所に調査を依頼し、7事業場から回答をいただいて集計しています。

対象労働者数は196名、中位数ほか各数値は、表のとおりです。本年の調査では、最低賃金を下回っている労働者の割合を示す、未満率は1.2%です。女性の未満率が高くなっていることが認められます。

次に5ページの影響率表をご覧ください。

特定最賃額である1059円未満の労働者が2名みられるほか、加算額11円で1名、加算額48円で2名となっております。

このような状況から、各加算額における影響率は、表のとおり、

加算額 69 円以上でも 6.39%となっております。

次に 6 ページをご覧ください。

労働者の属性別の特性値のグラフです。鉄鋼業の最低賃金が、1059円ですので、女性労働者の一部について、最低賃金未満となっていることが認められますが、それ以外の属性については、最低賃金近傍で働く労働者はみられません。

次の 7 ページは年齢別の特性値のグラフです。

次に 8 ページから 10 ページまでは、地域別と、男女別の鉄鋼業における賃金額の推移のグラフとなります。

令和 2 年は、調査の選定ミスがあり、1 社分のみの調査となり、後日別途調査をしたため、グラフでは抜けている部分もございます。

次に 11 ページですが、こちらは未満率の推移になります。

資料 6 については以上です。

続きまして資料 7 をご覧ください。

こちらも資料 6 と同じく、令和 7 年 最低賃金に関する基礎調査結果の資料になりますが、こちらは「宮城県の地域最低賃金」を対象とした調査報告書になります。

こちらは、これまで地域別最賃の専門部会で提出した資料でございまして、地域最低賃金における調査結果との比較ができるよう、参考として付けております。

従いまして、内容説明については割愛させていただきます。

続きまして、資料 8 以降の資料についてですが、これらは本年 8 月 26 日に開催した第 4 回本審における「宮城県特定最低賃金の必要性審議」の資料とほぼ同じ構成、内容でございますが、一部統計データについては、最新データに更新しておりますことを申し添えます。

内容については、第 4 回本審でも説明させていただきましたが、本日は本審の委員ではない方もいらっしゃいますので、改めて鉄鋼業を中心説明いたします。

では、資料 8 をご覧ください。資料 8 は特定最低賃金改定状況についてであります。

1 ページは、宮城県の最低賃金決定状況について、平成 27 年から令和 6 年までの 10 年間分の推移をグラフで示したものです。宮城県最賃と宮城県の特定最賃が折れ線グラフで示され、県最賃の引き上げにならって特定最賃も上昇していることがわかります。

2 ページは、3 つの特定最賃と宮城県最賃の引上額の比較にな

ります。

3ページは、東北6県の中で、鉄鋼業最低賃金を設定している、宮城、青森、岩手の3県の鉄鋼業最低賃金決定状況について示しています。宮城県は、黒い丸の折れ線で表示しております。

4ページは、鉄鋼業の引き上額の各県の推移になります。

9ページは、鉄鋼業の「適用事業場数」と「労働者数」の推移を示しものです。

第2回本審の際に、今年度の適用事業場数と労働者数を報告いたしましたが、それらを含め、平成26年以降の推移をグラフ化したものとなります。

資料8は以上となります。

続いて、資料9は「賃金関連統計」になります。

1ページは、鉄鋼業の「労働協約における賃金の最低額の推移」になります。

2ページから3ページにかけては、鉄鋼業の所定内給与額の推移を載せております。データの出所は、厚生労働省で毎年実施している「賃金構造基本統計調査」であり、最新の結果は令和6年版となります。

鉄鋼業については、宮城県としてのデータもあるのですが、宮城県だけのデータではサンプル数が少なく、誤差を生じる恐れがあることから、サンプル数が比較的多い全国の集計データをお示ししているものです。

また、このデータにおける鉄鋼業は日本産業分類の「E22」の鉄鋼業となり、細分類でのE229など宮城県鉄鋼業最低賃金で除外されている「その他の鉄鋼業」も含んだものとなっておりますのでご了承ください。

2ページは、全国の鉄鋼業の所定内給与額の男女別の推移になります。

3ページは、鉄鋼業のうち若年の19歳までを抜粋した所定内給与額の推移になりますが、全国で見てもサンプル数が少ないこともあり、調査結果にはばらつきが出ています。

資料9については以上となります。

では次に資料10をご覧ください。資料10は「事業動向関連統計」になります。

1ページ～2ページは、宮城県の「製造品出荷額」と「付加価値額」等の推移です。こちらは令和5年が最新のデータとなります。

1ページに鉄鋼業を載せております。

6ページ以降は、鉱工業生産指数の推移となります。

鉱工業生産指数及び業種別である「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」の全国と宮城の鉱工業生産指数の推移を載せております。

各月の指数は「季節調整済指数」となっております。審議の参考としていただければと思います。

次に資料11は雇用情勢関連統計であります。

1ページは、求人倍率の推移となります。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。宮城の有効求人倍率を御覧いただきますと、年単位でみると、コロナの影響もあり落ち込みがみられた令和2年以降はゆるやかな上昇傾向にありましたが、令和6年は1.25倍と、令和5年と比較して低下しております。

新規求人倍率についても、年単位ではおおむね同様の傾向となっております。

3ページからは、直近のデータということで、宮城労働局が発表している「一般職業紹介状況」の令和7年7月分の集計結果を載せております。

では最後に資料12をご覧ください。資料12は「経済情勢」になります。

1ページは消費者物価指数の推移となります。表の左側が年平均、右側が令和6年5月以降の数値となります。

仙台市と全国の「持家の帰属家賃を除く総合」での消費者物価指数の推移です。令和2年を100として指数を表しております。

仙台市は、令和4年から全国平均を上回り、全体として右肩上がりで上昇しています。

2ページ以降は、直近の宮城県内の経済情勢関連資料を載せております。

審議の参考としていただければと存じます。

資料説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

資料あるいは、ただ今の説明について、質問等はありますでしょうか。

委員

(質問等なし)

部会長

特によろしいでしょうか。それでは審議を進めさせていただきます。議題(3)宮城県鉄鋼業最低賃金の改正に係る審議に入り

たいと思います。

審議に当たっての基本的なお考えなどについて、伺いたいと思います。最初に労働者側からお聞きします。ご説明お願ひします。

池田委員

労働者側の主張をさせていただきます。まず今年の目安に関する小委員会報告では、Aランク、Bランクともに 63 円、Cランクにつきましては 64 円ということで皆様ご承知のとおりとなっております。この目安を取りまとめているということ。最低賃金を含めた賃金の引き上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められているということであり、産業別最低賃金においてもこの流れを止めてはならないと考えてございます。

足もと、資源・エネルギー価格の高騰やアメリカの関税の影響などで厳しい企業もあることは承知しています。しかしながら、今後、生産年齢人口が減少していくなかで、私たち鉄鋼産業の発展のためには、優秀な人材の確保は欠かすことが出来ません。優秀な人材を確保するためにも、産業としての魅力を高めていかなければならず、適切な産別最賃の引き上げは必要不可欠であります。今次春闘において、各企業労使が物価高や人材の確保に向け、真摯に話し合い導き出した賃金改善の結果を、未組織労働者にも影響させていくことができる産別最賃の意義は極めて大きいと考えてございます。産別最賃の水準を安定的に引き上げていくことは、地方・中小企業の労働者の持続的な賃上げに向けて効果が大きく、経済の好循環の基盤づくりに向けて果たす役割も重要であると思っています。

一方、経済のグローバル化が進展するなかで、企業間競争のコスト競争が激化しており、中小企業ほど賃金が上がりにくく、その影響は非正規雇用労働者の比率が高くなる現実があります。また、労働組合組織率は低下を続けておりまして、中小企業の労働者や非正規雇用労働者の多くは、対等な立場で労使交渉を行い、賃金の引き上げをはかることが難しい状況に置かれています。こうしたなかで、産別最賃は同じ産業で働くすべての労働者に対して労使交渉の補完・代替する機能を担っており、基幹的労働者の最低賃金を決定することは、賃金の底支えにつながり、それによって賃金の不当な切り下げを防ぎ、公正な企業間競争を確保することができます。また、それだけではなく、同じ産業で働く基幹的労働者の採用時の入口賃金としての機能を持っていることから、

産業の魅力出しによる人材の確保・定着にもつながります。産別最賃の機能を発揮し、水準を引き上げることで、労働条件の改善をはかり、魅力ある産業とすることで人材の確保を促していくかなければならぬと考えます。

今年の場合、本県の地賃は65円の引き上げが図られました。私たちの最低賃金は地賃よりも高い水準で引き上げていかなければ、いずれ埋没してしまうことになります。そうなれば、入口賃金が誰しもに適用される地賃と同額となり、人材の獲得が益々ままならなくなれば、いずれはわが国における基幹産業である製造業が衰退してしまうことにつながります。

現在、超少子高齢・人口減少社会のもとで人材不足はますます深刻になっており、この流れは今後も変わらないと考えてございます。製造業の現場を中心的に担う高卒者の求人倍率は、令和7年3月高卒新卒者で4.1倍、工高卒に限れば27.2倍と、人材獲得が熾烈を極める状況となっています。今後も継続して、優秀な人材を確保し、技術・技能を確実に伝承していくためには、産別最賃の水準を向上させることにより未組織労働者の入口賃金の引き上げをはかり、産業・企業の魅力を高め、採用力の強化に繋げていかなければならぬと考えます。

魅力ある鉄鋼産業の最低賃金の水準については、わが国における基幹産業として、永続的に産業を発展させる最も重要な要素であり、人材確保の観点からも3つの視点、

企業内最低賃金協定の水準を意識した「るべき水準」をめざすこと。地賃の引き上げ幅もふまえて早期に「るべき水準」に到達をめざすこと。地賃に対する産別最賃の優位性を確保していく。このことが重要であると考えます。

「るべき水準」というところでは、金属労協が示した、最低到達目標の月額214,000円、時間あたり1,330円をるべき水準としてございまして、中期目標額を中間点として置いておりまして、こちらについては月額243,000円以上、時間あたり1,500円というところ水準として目指している。上部団体である基幹労連としてもその水準の達成に取り組んでいるという状況でございます。

また、政府が目標として掲げてございます2020年代までに全国平均1,500円/時間を目指すという目標については、換算しますと1年あたり73.5円/時間の引上げが必要となるというところでございます。少なくともこれを上回っていかなければ、地賃に鉄鋼業最低賃金が埋没してしまうという形になります。そういうこ

とを意識しながら議論を進めていかなければならぬと考えております。

また、もう一方では宮城県の製造工場の平均給与ということでございますけれども、こちらについてはネットの情報ではございますけれども、今年の9月、ハローワークの求人情報による職業紹介会社の集計では正社員の月給で22.6万円、パート・アルバイトで時給1160円ということで募集されているということも念頭に置きながら審議していかなければならぬと思っております。労働者側の主張は以上とさせていただきます。

部会長

ありがとうございました。では次に使用者側からお聞きします。審議に当たっての基本的なお考えなどについて、ご説明をお願いします。

高橋裕喜委員 まず、景況感につきましては日銀短観によりますと東北の6月の業況判断DIは、全産業で前回3月調査に比べ1ポイント改善のプラス6ポイントとなっております。全国の全産業がプラス15ポイントであることから、東北は改善しているとは言え、全国と比べ、弱い動きとなっています。しかし、東北の鉄鋼業につきましては、前回の3月調査に比べ8ポイントマイナスの▲46ポイントとして、厳しい状況が続いているところでございます。宮城県の全産業では業況判断DIはプラス9ポイントですが、製造業はプラスマイナス0（ゼロ）となっております。

次に鉄鋼業の現況でございますが、日本鉄鋼連盟が8月に公表した全国の鉄鋼需給の動きをみると、5月の国内鉄鋼市場は、建設業では新設住宅着工戸数が2か月連続の減少、四輪車の生産は5か月連続の減少などもあり、粗鋼生産で対前年同月比4.7%の減少、普通鋼鋼材生産で対前年同月比6.2%の減少となっています。粗鋼生産は2か月連続、普通鋼鋼材生産は5か月連続の減少となっているところでございます。

経済産業省が7月に発表した2025年度第2四半期、7月から9月のものですが、鋼材需要見通しでは、前年同期比が4.2%の減少とし、建設業部門は人手不足や資材費高騰の影響が継続し、自動車分野は生産体制の回復後も需要に大きな盛り上がりは見られず、自動車分野を除く製造業部門も依然低調で下押し要因となる見通しと、先行きの懸念を示しているところでございます。

また、日本鉄鋼連盟も、当面の鉄鋼需要の下振れリスクとして、米国の一連の関税措置や極めて高水準が続く中国の鋼材輸出を挙

げております。

宮城県の鉄鋼業の生産状況は、「宮城県鉱工業生産指数」によりますと、令和2年を100とした場合、令和7年Ⅱ期、4月から6月でございますが、季節調整済指数で79.2ということで前年同月比22.2ポイントマイナスとなっているところでございます。

次に中小企業の経営状況についてお話しします。東北財務局の「法人企業景気予測調査」の本年7~9月期の景況判断BSIによりますと、全産業で「下降」超の幅は▲7.4から▲1.2と縮小しています。規模別では大企業は6.5から5.2と「上昇」超幅が縮小している一方、中堅・中小企業は依然マイナス圏、中堅▲1.0から▲1.5、中小▲14.7から▲2.9で推移しています。業種別では、製造業がプラスマイナス0(ゼロ)、うち鉄鋼業は▲22.2と前期の▲36.4より「下降」超の幅は縮小しておりますが、依然、厳しい状況にあります。

また、宮城県においては中小企業庁の「中小企業景況調査」によると本年4月から6月期の全産業の業況判断DIは、季節調整値で▲16.6、製造業の業況判断DIは、季節調整値で13.8、といずれもマイナス圏で推移しています。

宮城県中小企業団体中央会の令和7年8月の景況調査でも、鉄鋼・金属工業は前月比▲67となっております。

次に鉄鋼業の特定最低賃金について所感を申し上げたいと思います。

鉄鋼業は他の産業よりも厳しい労働環境の下にある一方、日本の製造業の質の高さを実現するための質の高い素材の供給を継続していくためにも、地域別最低賃金よりも一定程度高い水準が必要との認識はあります。

他方で宮城県の鉄鋼業の特定最低賃金は、地域別最低賃金よりすでに相当程度高く、また宮城県の特定最低賃金設定の3つの業種の中で最も高い賃金となっているところであります。

8月26日開催の宮城地方最低賃金審議会で配付された資料によれば、宮城県内で規模が比較的大きな労働協約のある事業場は3社とも令和7年の賃金の最低額が着実に過年の最低額を上回っているのに対し、100人未満の事業場では、最低賃金の影響を受けやすい第1・20分位数においては令和4年及び令和6年の水準を、また、第1・10分位数においては令和5年の水準を下回っており、賃金水準の動向も二極化していると感じております。

さらに、賃上げの原資となる価格転嫁ですが、中小企業庁が実施した本年3月の価格転嫁推進月間フォローアップ調査によれば、

中小企業による価格転嫁率は前回、昨年9月調査の49.7%から52.4%と初めて5割を超えるました。

さらに、コスト上昇分の7割以上と高い割合で価格転嫁できたとの回答が、前回44.2%から今回47.0%と増加し、転嫁状況は一部で好転している一方で、「全く転嫁できない、減額された」との回答が16.9%と一定数存在しており、「価格転嫁できた企業」と「できない企業」の二極化が進行している状況です。

また、労務費の価格転嫁については前回から約4ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準にあります。

価格転嫁については大企業などの発注者側が労務費を含む価格転嫁に応じるなど、サプライチェーン全体を通じた取り組みが必要と考えております。

まとめとしまして、景況感については、全国に比して東北の動きは弱く、特に鉄鋼は大きくマイナスで推移しています。

また、鉄鋼業の現況については、内外需ともに力強さを欠いている状況が続いており、米国の関税リスクや中国の生産過剰による安い鋼材の流入などの、先行き懸念材料がございます。

こうした中、鉄鋼業に係る賃金は地域別最低賃金よりも一定程度高い水準が必要との認識はあるものの、労働協約のある規模の大きな事業場の賃金水準を、中小・小規模事業場に適用することについては、一定の制限があるものと考えています。

また、賃上げの原資となる価格転嫁の状況も二極化しており、特に企業規模が小さいほど価格転嫁力が弱くなる傾向にあること、中小企業では価格転嫁が進まなければ賃上げも進まないことなどを踏まえますと、慎重な上にも慎重な審議をお願いする必要があり、支払い能力が厳しさを増す中で雇用維持を優先すべき局面にあると考えております。

なお、平成14年12月6日付け中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会の報告の2-(2)-②で、現在の特定最低賃金を定める際の適用労働者数の要件について、「原則として1,000人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するもの。1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて、地方最低賃金審議会において、廃止等について調査審議を行うこととする。」と明記されています。

宮城県鉄鋼業最低賃金の適用労働者数は、さきの宮城地方最低賃金審議会配布資料によれば、1,420人ですが、そのうち労働協約の適用労働者数が3社893名であることから、宮城県鉄鋼業

最低賃金の実質的な適用者数は10社527名であり、昨年の598名から大幅に減少しております。昨年、私の前任の委員から、この専門部会で「廃止に向けて検討を始めるべき時期に来ている」と発言しておりますが、実質的な適用者数が全員協議会報告にある1,000人の半分を下回った状態が続くようであれば、廃止に向け検討すべき時期が来ているのではと感じているところであります。

最後になりますが、特定最低賃金についても、特定最低賃金を下回る賃金での契約が無効とされるほか、労働基準法に基づき刑事罰が科される強制措置でありますので、その見直しにあたっては、改めて慎重に審議することをお願いし、使用者側の基本的主張といたします。

部会長

ありがとうございました。ただいま労使それぞれから審議に当たっての基本的なお考えをお聞きいたしました。続きまして労使それぞれから今の段階での具体的金額及びその根拠について、説明をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

部会長

それでは、労働者側、使用者側、それぞれから提示額、現在の宮城県鉄鋼業最低賃金の時間額1,059円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは最初に労働者側からお聞きします。具体的金額などについて、説明をお願いします。

池田委員

金額の提示に当たって御説明させていただきたいと思います。まずは今春闘等の結果でございます。連合の集計というところでは、最終ですけれども平均賃金方式で回答を引き出した組合の定昇額相当、本期の賃上げは加重平均で16,356円、率で5.25%の引上げとなったというところでございます。賃上げ分が明確になっている組合の賃上げ分というところでは11,727円、3.7%というところ、中小組合というところでは9,468円、3.49%となっています。また、有期、短時間、契約等の労働者の賃上げというところでは加重平均で時給66.98円の引上げ、5.81%の上昇率となっております。

また、我々の上部団体であります基幹労連ですが春闘の交渉において賃金改善の前進回答は98.6%、ほぼ賃上げを要求した組合

においては、前進回答をいただいたという結果となっております。その結果、平均 13,087 円の回答をいただいたということでございます。この回答は満額回答も含めまして、先ほど出ました大手総合組合を上回る回答をいただいているという結果になっています。また、業種別組合の平均というところでは、13,093 円というところで、1,000 人以上の規模というところでは 14,926 円。対しまして 300 人から 999 人では 14,362 円、299 人以下であっても 12,132 円という回答をいただいている状況になっております。

また企業内最低賃金につきましては現場力の維持・強化、優秀な人材の確保・定着による産業・企業の発展の強化の観点を踏まえた水準の引上げ、というものに取り組みまして要求した組合の 9 割弱の組織において前進回答となってございます。春闘後の企業内最低賃金の状況というところでは、全体平均で月額 203,557 円、時間額としては 1722.6 円と昨年を大幅に上回る結果となっております。規模別でみても 300 人未満又 301 人以上 999 人、1,000 人以上、それぞれ月額 198,000 円以上、時間額 1,230 円以上という結果になってございます。

宮城県における産別最賃に対する長期的かつ基本的な考え方としては、昨年同様に絶対額を重視しつつ、当該産業における高卒初任給を踏まえ、あるべき姿の水準に早期に実現を目指して行きたいと思ってございます。考え方方は経済動向を踏まえつつ 3 組合の時間あたりの協定額で最も低い額、1,170 円への到達を目指すこととしております。昨年 56 円の引上げにより 1,059 円となってございますけれど、昨年の 3 組合の協定額で最も低い額 1,160 円で格差が 57 円となっていました。一方、本年の賃上げが図られた 3 組合の協定額で最も低い時間額が 1,170 円となり、格差が 111 円となってございます。本年については、宮城県鉄鋼業の優位性を担保する対地賃率 110% 以上を目指し、宮城県地賃の引上げ額 65 円以上を確保しつつ、対地賃率 110% ですと 7 円を上乗せした 72 円を最低の引上げ額とした上で、3 組合の時間あたりの協定額で最も低い、1,170 円への到達を目指し、引き上げを目指していきたいと思います。もって、今回労働者側の提示額としては 111 円としたいと考えてございます。

部会長

続きまして、使用者側からお聞きします。具体的金額などについて、説明をお願いいたします。

高橋裕喜委員 使用者側といたしましては、23円の引上げ額、引き上げ率としては2.20%、引き上げ後の額は1,082円と考えております。

根拠といたしましては厚生労働省の賃金改定状況調査の第4表①②のBランクの製造業の賃金上昇率の2.20%ということで勘案しています。

部会長 今の段階で、労働者側、使用者側から提示がありました具体的な金額には、隔たりがありますので、ここで専門部会を休会したいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

部会長 専門部会を再開します。まず初めに、労働者側から休会前にご提示いただきました金額について、改めてご説明いただけますでしょうか。

池田委員 はい、先ほどお話しさせていただきました引上げ額でござりますけど、3組合の時間あたりの協定額の最も低い、1,170円に対しまして、1,059円からの引上げとなりますので、111円の引上げをお願いしたいと思ってございます。

部会長 ありがとうございました。それでは改めまして、今回それぞれご提示いただいた金額に変更がないかどうか、見直しの金額をお示しいただけるかどうかを伺いたいと思います。まず、労働者側から具体的な金額等について変更がありますでしょうか。

池田委員 今現在としましては、先ほど申し上げた111円で据え置きたいと思ってございます。

部会長 使用者側はいかがでしょうか。

高橋裕喜委員 使用者側としましても、現時点では23円の引上げのままということで変更ございません。

部会長 本日はこれ以上の進展は望めないものと思われますので、ここで専門部会を終了とさせていただきます。

労使それぞれのお立場はあると思いますけれども、当専門部会は、それぞれの歩み寄りにより妥当な結論を出すということが使命となっております。

それぞれ、本日の審議経過を踏まえまして、再度ご検討をいただき、次回の審議に臨んでいただきますようお願ひいたします。

部会長 その他、事務局から何か連絡事項はありますか。

補佐 事務局としましては、先日ご案内しておりますとおり、第2回を 10月3日（金）午前10時から、第2回で結審しない場合には、

第3回を 10月6日（月）午前10時からの開催を予定しております。

部会長 今、事務局から説明のあったとおり、次回は、第2回専門部会を 10月3日（金）午前10時からこちら会議室で開催いたします。

以上で、本日の審議を終了します。

(閉会)